

# 保育所等利用待機児童数（令和2年10月1日現在）の状況について

## 1 待機児童数の状況

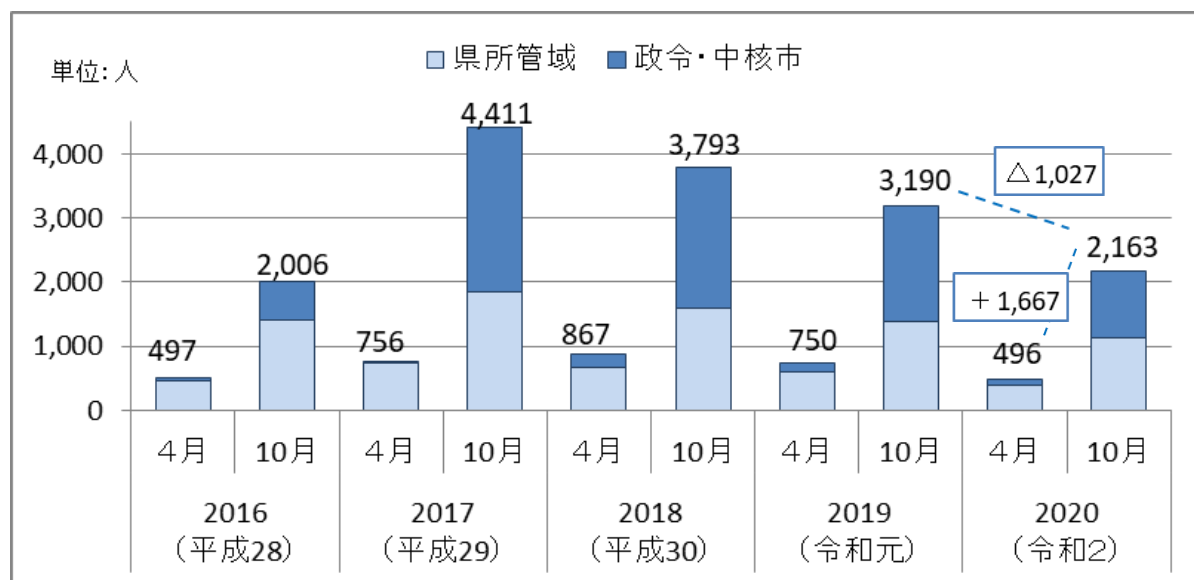
令和2年10月1日現在の県内の保育所等利用待機児童数は2,163人となり、令和元年10月と比較して1,027人減少しました。また、令和2年4月と比較して1,667人増加しました。

<過去5年の待機児童数の推移>

(単位：人)

区分	2016 (平成28)		2017 (平成29) (※)		2018 (平成30)		2019 (令和元)		2020 (令和2)		R1-R2 前年 同月比 (A)-(C)	R2 4月-10月 増減 (A)-(B)
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月 (C)	4月 (B)	10月 (A)		
神奈川県 総計	497	2,006	756	4,411	867	3,793	750	3,190	496	2,163	△ 1,027	1,667
政令市 中核市	32	586	14	2,563	201	2,197	138	1,802	92	1,033	△ 769	941
県所管域	465	1,420	742	1,848	666	1,596	612	1,388	404	1,130	△ 258	726

(※)平成29年3月31日付通知で待機児童の定義が変更されたが、平成29年10月1日現在の調査までは改正後の調査要領によりがたい場合、改正前の調査要領によることができるとされたため、一部改正前の調査要領により集計した。



## 2 保育所等利用申込・利用待機状況

令和2年10月1日現在

(単位:人)

項目	人数	年齢別内訳		令和元年 10月1日現在	対前年比
		3歳未満	3歳以上		
就学前児童数 (A) ※1	417,599	(204,191)	(213,408)	424,764	▲ 7,165
保育所等利用申込者数 (B) ※2	183,570	(89,079)	(94,491)	179,005	4,565
利用児童数 (C)	167,523	(73,899)	(93,624)	161,846	5,677
保育所 (保育所型認定こども園含む)	147,182	(62,471)	(84,711)	143,713	3,469
認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型・地方裁量型)	13,375	(4,484)	(8,891)	11,708	1,667
地域型保育事業 ※3	6,966	(6,944)	(22)	6,425	541
保留児童数 (D)=(B)-(C)	16,047	(15,180)	(867)	17,159	▲ 1,112
預かり保育を実施している幼稚園 ①	120	(7)	(113)	102	18
国庫補助を受けている認可外保 育施設 ②	103	(61)	(42)	87	16
企業主導型保育事業 ③ ※4	689	(653)	(36)	998	▲ 309
地方単独補助を受けている認可 外保育施設 ④	1,606	(1,436)	(170)	2,280	▲ 674
求職活動中のうち、求職活動を休 止している者 ⑤	870	(782)	(88)	1,285	▲ 415
特定の保育所を希望し、保護者の私 的な理由により待機している者 ⑥	4,390	(4,111)	(279)	5,045	▲ 655
育児休業中の者 ⑦	6,106	(6,075)	(31)	4,172	1,934
待機児童 (E)=(D)-(①~⑦)	2,163	(2,055)	(108)	3,190	▲ 1,027

※1 就学前児童数は、神奈川県年齢別人口統計調査結果 (R2.1.1 時点) の数

※2 保育所等: 保育所、認定こども園 (幼稚園機能部分を除く) 及び地域型保育事業

※3 地域型保育事業: 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業

※4 企業主導型保育事業: 仕事と子育ての両立に資することを目的として、平成28年度に国が創設した新たな事業形態。企業が自社の従業員の子どもや地域の子どもを受け入れるために設置した保育施設。

### 3 市町村別・保育所等利用待機児童数の推移

(各年10月1日現在、単位：人)

市町村名	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元) (B)	2020 (令和2) (A)	対前年比 (A) - (B)	保留児童 数 ※
横浜市	2,493	1,463	302	231	252	292	391	1,877	1,655	1,352	845	▲ 507	6,302
川崎市	1,692	1,586	1,485	1,534	339	89	100	374	252	197	66	▲ 131	4,080
相模原市	827	696	490	328	232	64	58	248	230	113	43	▲ 70	908
横須賀市	108	106	86	133	70	41	37	64	60	140	79	▲ 61	415
<b>政令・中核 計(A)</b>	<b>5,120</b>	<b>3,851</b>	<b>2,363</b>	<b>2,226</b>	<b>893</b>	<b>486</b>	<b>586</b>	<b>2,563</b>	<b>2,197</b>	<b>1,802</b>	<b>1,033</b>	<b>▲ 769</b>	<b>11,705</b>
平塚市	108	98	112	102	174	118	164	☆163	117	90	116	26	433
鎌倉市	106	86	76	60	103	70	108	☆69	173	90	82	▲ 8	318
藤沢市	472	461	483	426	478	153	99	365	347	288	185	▲ 103	1,135
小田原市	47	51	73	60	60	79	90	99	79	69	72	3	279
茅ヶ崎市	163	145	160	174	169	196	160	116	140	104	71	▲ 33	334
逗子市	22	28	39	21	32	12	36	44	11	26	11	▲ 15	30
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	42
秦野市	82	60	36	40	43	82	36	94	41	38	18	▲ 20	74
厚木市	307	212	234	263	267	171	155	145	30	1	1	0	170
大和市	182	196	198	234	218	122	139	255	185	194	187	▲ 7	405
伊勢原市	39	30	32	27	37	66	79	85	80	79	75	▲ 4	145
海老名市	53	48	50	51	71	40	45	89	57	118	88	▲ 30	188
座間市	104	118	83	104	94	101	103	123	97	60	86	26	275
南足柄市	3	0	5	7	8	24	26	23	21	8	0	▲ 8	11
綾瀬市	42	39	32	52	45	92	73	36	64	75	50	▲ 25	129
葉山町	31	29	38	37	38	24	26	☆58	63	71	27	▲ 44	85
寒川町	10	9	11	14	15	16	19	18	9	10	10	0	67
大磯町	16	11	12	11	23	24	20	27	28	19	16	▲ 3	70
二宮町	1	0	2	2	6	10	5	7	5	3	3	0	16
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
大井町	3	0	0	0	1	1	5	4	9	12	7	▲ 5	19
松田町	2	2	2	0	6	0	1	0	0	0	1	1	15
山北町	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0
開成町	1	1	0	2	0	9	12	0	9	15	10	▲ 5	38
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3
湯河原町	4	6	3	7	3	0	6	0	0	0	0	0	2
愛川町	8	5	7	8	10	18	13	28	30	17	10	▲ 7	54
清川村	2	0	1	1	2	5	0	0	0	0	1	1	2
<b>県所管計 (B)</b>	<b>1,808</b>	<b>1,635</b>	<b>1,689</b>	<b>1,703</b>	<b>1,903</b>	<b>1,435</b>	<b>1,420</b>	<b>1,848</b>	<b>1,596</b>	<b>1,388</b>	<b>1,130</b>	<b>▲ 258</b>	<b>4,342</b>
<b>県合計 (A)+(B)</b>	<b>6,928</b>	<b>5,486</b>	<b>4,052</b>	<b>3,929</b>	<b>2,796</b>	<b>1,921</b>	<b>2,006</b>	<b>4,411</b>	<b>3,793</b>	<b>3,190</b>	<b>2,163</b>	<b>▲ 1,027</b>	<b>16,047</b>
前年増減	384	△ 1,442	△ 1,434	△ 123	△ 1,133	△ 875	85	2,405	△ 618	△ 603	△ 1,027		
前年比	105.9%	79.2%	73.9%	97.0%	71.2%	68.7%	104.4%	219.9%	86.0%	84.1%	67.8%		

※ 保留児童数とは、保育所等への利用申込みをしているが、利用できていない児童の数。

☆ 29年度については改正前の調査要領（一部適用を含む）により集計。

#### 4 市町村別・保育所等利用待機児童数の状況(4月・10月比較)

(単位：人)

市町村名	2016 (平成28)		2017 (平成29)		2018 (平成30)		2019 (令和元)		2020 (令和2)	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
横浜市	7	391	☆2	1,877	63	1,655	46	1,352	27	845
川崎市	6	100	☆0	374	18	252	14	197	12	66
相模原市	0	58	☆0	248	83	230	8	113	8	43
横須賀市	19	37	☆12	64	37	60	70	140	45	79
<b>政令・中核計 (A)</b>	<b>32</b>	<b>586</b>	<b>14</b>	<b>2,563</b>	<b>201</b>	<b>2,197</b>	<b>138</b>	<b>1,802</b>	<b>92</b>	<b>1,033</b>
平塚市	0	164	☆32	☆163	34	117	22	90	15	116
鎌倉市	44	108	☆47	☆69	93	173	78	90	59	82
藤沢市	55	99	148	365	174	347	164	288	20	185
小田原市	22	90	☆24	99	17	79	11	69	14	72
茅ヶ崎市	89	160	☆18	116	14	140	5	104	0	71
逗子市	19	36	26	44	8	11	18	26	22	11
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
秦野市	0	36	49	94	7	41	9	38	7	18
厚木市	10	155	48	145	24	30	1	1	1	1
大和市	0	139	0	255	0	185	0	194	0	187
伊勢原市	47	79	58	85	57	80	49	79	44	75
海老名市	27	45	58	89	28	57	50	118	24	88
座間市	43	103	79	123	66	97	43	60	69	86
南足柄市	18	26	9	23	10	21	2	8	0	0
綾瀬市	44	73	47	36	45	64	56	75	27	50
葉山町	9	26	☆47	☆58	41	63	52	71	52	27
寒川町	10	19	11	18	5	9	5	10	4	10
大磯町	18	20	18	27	13	28	21	19	15	16
二宮町	0	5	☆5	7	1	5	0	3	2	3
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	1	5	2	4	2	9	5	12	14	7
松田町	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
山北町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
開成町	5	12	0	0	0	9	7	15	8	10
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
湯河原町	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	4	13	16	28	27	30	14	17	4	10
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
<b>県所管計 (B)</b>	<b>465</b>	<b>1,420</b>	<b>742</b>	<b>1,848</b>	<b>666</b>	<b>1,596</b>	<b>612</b>	<b>1,388</b>	<b>404</b>	<b>1,130</b>
<b>県合計 (A)+(B)</b>	<b>497</b>	<b>2,006</b>	<b>756</b>	<b>4,411</b>	<b>867</b>	<b>3,793</b>	<b>750</b>	<b>3,190</b>	<b>496</b>	<b>2,163</b>
各年度4月データ比	403.6%		583.5%		437.5%		425.3%		436.1%	
前年増減	△ 128	85	259	2,405	111	△ 618	△ 117	△ 603	△ 254	△ 1,027
前年比	79.5%	104.4%	152.1%	219.9%	114.7%	86.0%	86.5%	84.1%	66.1%	67.8%

☆ 29年度については改正前の調査要領（一部適用を含む）により集計。

## 保育所等利用待機児童数調査要領

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

### <申込児童数の取扱い>

1. いわゆる“入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、申込児童数に含めないことができること。
2. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、申込児童数には含めないこと。
3. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、申込児童数には含めないこと。

### <国による補助の対象となる施設・事業で保育されている児童の取扱い>

4. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(3)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
  - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
  - (2) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ・Ⅱ)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
  - (3) 企業主導型保育事業

### <待機児童数から除く児童の取扱い>

5. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
  - (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
  - (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認
6. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

- ※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するものとする。
- (1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
  - (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的要因や通常交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

なお、「他に利用可能な保育所等」には、4.の(1)から(3)及び7に掲げる事業又は施設を含むこととするが、居宅訪問型保育事業又は認可外の居宅訪問型事業に類する事業については、保育士と児童が1対1対応となる等の点で、他の施設とは異なることから、これらのみを情報提供した場合は、「他に利用可能な保育所等の情報の提供を行った」に該当せず、待機児童数に含めない取扱いとすることはできない。

- ※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。
- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
  - (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
  - (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

7. 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの)において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

8. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

- ※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。
- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
  - (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
    - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
    - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
    - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等)

<その他>

9. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。